

医療・介護の保険料などの支援制度について

各保険料など	内容	問い合わせ先
後期高齢者医療 (保険料、一部負担金)	後期高齢者医療制度の保険料や一部負担金(病院で支払う窓口負担金)について徴収猶予や減免ができる場合があります。	保険健康課国保係 0954-63-2120 佐賀県後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476
介護保険 (保険料、利用負担額)	【第1号被保険者の方へ(65歳以上の方)】 介護保険料や介護サービス利用者負担額などの減額や免除、徴収猶予などができる場合があります。	保険健康課長寿社会係 0954-63-2120 介護保険事務所 【介護保険料】業務係 0954-69-8223 【利用者負担額】給付係 0954-69-8221
国民健康保険 (保険税、一部負担金)	国民健康保険の国保税や一部負担金(病院で支払う窓口負担金)について徴収猶予や減免ができる場合があります。	【保険税】税務課課税係 0954-63-2118 【一部負担金】 保険健康課国保係 0954-63-2120
国民年金 (保険料)	国民年金保険料について免除ができる場合があります。	市民課市民年金係 0954-63-2117 日本年金機構武雄年金事務所 0954-23-0121

～相談される方へ～

減免等の対象になる方は、災害により家屋、家財又はその財産に著しい損害をうけたことにより保険料などを納付することが困難な方です。申請に必要な書類をご準備ください。

【必要な書類】①り災証明書 ②損害保険の支払額証明書・・損害保険に入っているとき

- ※減免の対象になるかどうかは被害状況などを基に判断します。
- ※保険金等の補てんされる金額により減免の対象とならないことがあります。
- ※減免の割合は被害状況により変わります。
- ※預貯金等の財産調査を行うことがあります。